

2023年度の指導計画

個別指導 個別指導選定減、新規個別指導積み残し実施

表1 個別指導、集団的個別指導の計画概要の推移

	2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度
	選定	実績	選定	実績	選定	実績	選定	実績	選定
新規指定医療機関	154	95	117	46	121	70	172	172	141
前年9月1日～今年8月31日までに指定を受けた保険医療機関	137		117		111		117		124
個別指導	218	41	217	6	216	22	38	29	22
(1) 情報提供があった医療機関	21	21	10	5	17	3	19	7	11
(2) 再指導	29	24	26	1	30	15	17	16	10
(3) 高点数保険医療機関 前々年度に集団的個別指導を受け、前年度も高点数となった医療機関	167	0	180	0	163	0	0	0	0
(4) その他：都道府県個別指導が必要な医療機関	1	1	0	0	6	2	2	3	1
(5) 指導を再開する保険医療機関	0	0	1	0	0	0	0	0	0
集団的個別指導	438	429	435	0	433	432	432	427	431

表2 新規指導実施件数と返還件数

2019年		2020年		2021年		2022年		過去4年間の合計	
実施件数	返還対象医療機関	実施件数	返還対象医療機関	実施件数	返還対象医療機関	実施件数	返還対象医療機関	実施件数	返還対象医療機関
95	73	46	57	42	70	1	26	172	29
									97
									383
									325

表3 新規指導結果の内訳

	2019年	2020年	2021年	2022年
概ね妥当	5	0	0	0
経過観察	87	39	69	163
再指導	3	7	1	9
要監査	0	0		0
実施件数	95	46	70	172

2023年度指導計画の概要が開示された。新規個別指導、個別指導や集団的個別指導の選定数や実施の見通しについて解説する(社保研究部)。

個別指導選定は22件

新規開業者を含む個別指導は既に4月から実施されており、合計27日にわたり実施される。実施曜日は全て木曜日で、第1木曜はなるべく避けるように組まれている。集団的個別指導は7月27日に実施される。

今後の予定日

7月20日、8月24日、31日、9月7日、14日、

新規個別141件

新規個別指導は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、2020、2021年度に指導実施が減少した影響で、積み

残しが多くある。そのため年間の新規指定医療機関数を超えて新規個別指導の実施を予定している。指導大綱では、概ね6カ月を経過してから1年以内に実施することが定められているが、開業1年経過後に指導が実施されている状況が続いている(表1)。

個別指導の内訳

個別指導の選定総件数は22件で、内訳は次のとおり。

●情報提供：情報提供による選定は、昨年度の未実施が12件あり、今年度の選定は10件となっている。未実施の積み残しと今年度の選定の割合は不明だが、積み残しが増加傾向にある。

●再指導：2022年度の新規個別指導の結果を見ると再指導が9件となっている(表3)。再指導の10件は、新規個別指導の再指導が多くを占めることになる。

実施可能な20件前後

選定件数と実績を比較したものが表1で、新規開業を除く個別指導は、ここ数年は20件で推移していることが分かる。

2020年はコロナの影響で指導の実施が大幅に減少した。実施件数が多い年でも41件であり、これが年度内に消化できる許容範囲といえる。

指導の優先順位

実施可能なマンパワーをどのように配分するかは、厚労省が指導大綱で定めている(図1)。

つまり、情報提供、再指導が上位で優先度が高く、高点数は再劣位に位置している。

また、高点数を理由とする個別指導は実施しない旨の事務連絡が発出され、昨年度・今年度は選定がない。

図1 個別指導の選定基準(新規指定の個別指導を除く)

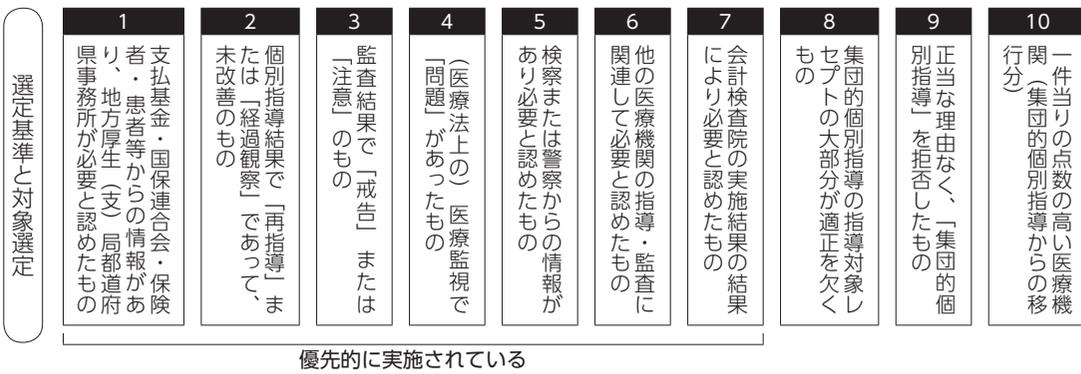
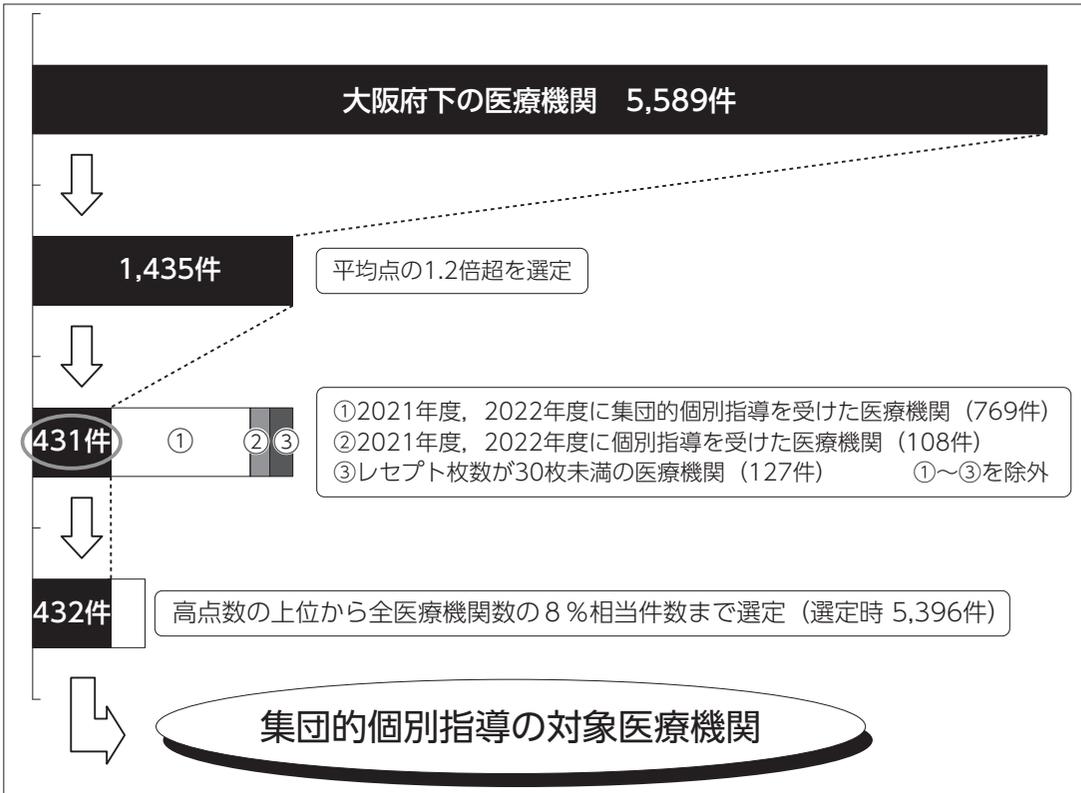


図2 2023年度 集団的個別指導の対象医療機関の選定過程



集団的個別は431件

高点数の医療機関が選定される集団的個別指導は、7月27日に実施される。今年度は、431件が選ばれている。

集団的個別指導は前年のレセプト1件あたりの平均点数が府下の平均の1.2倍を超え、かつ上位8%の医療機関が対象になる。対象機関は図2のように抽出される。

まず、府の平均点数の1.2倍を超える医療機関を抽出する(1435件)。つまり、全体の18%にあたる1004件が除外されることになる。

その結果、431件が残る。ちなみに、全保険医療機関数の8%(432件)を超えない取り決めとなっている。単純に府下の上位8%が集団的個別指導に呼ばれるわけではない。

高点数個別は不合理

そもそも高点数を個別指導の選定理由にする仕組みそのものが不合理である。協会・保連連は、このルールができた1996年以来、是正・廃止を求めている。